

議事要旨(2) 過年度遡及修正専門委員会における検討状況について（検討状況の整理に対するコメントへの対応を踏まえた公開草案の文案検討等）

新井常勤委員（専門委員長）及び五反田屋主任研究員より、これまでの過年度遡及修正専門委員会における検討状況についての説明が行われた。説明の後、次のような質疑応答があった。

○表示方法及び表示方法の変更について

- ・結論の背景の中に、「資産及び負債並びに損益の認識若しくは測定といった会計処理を伴うものは、表示方法の変更には該当しない」という表示方法の変更と会計方針の変更の区分に関する記載があるが、本文を結論の背景から規定している表現となっており、結論の背景の記載としては相応しくないのではないかという意見があった。これに対して事務局から、この部分は「表示方法の変更」の定義を補足説明するものとして表現しているが、表示方法及び表示方法の変更の考え方に関しては結論の背景に当たる部分も含め、文案の表現を再度検討する旨の回答がなされた。

○会計方針の変更に該当しない場合について

- ・会計方針の変更に該当しない場合に関する記載があるが、(1)「会計上の見積りの変更」に関しては、「会計上の見積りの変更」の定義と全く同じ内容の記載の繰り返しであり、(2)「会計処理の対象となる会計事象等の重要性が増したことに伴う本来の会計処理への変更」は、「誤謬」の訂正に関する記載にあたるが、これら(1)、(2)が「会計方針の変更に該当しない場合」としてこの項に記載されている意図が不明確である一方で、(3)「会計処理の対象となる新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用」については、記載する必要があるとの意見があった。これに対して事務局から、(1)については会計方針の変更とは明確に切り離すことができるため、ここでは記載しないことが考えられ、(2)及び(3)については具体的な取扱いの記載であるため、適用指針において記載することを検討していく旨の回答がなされた。

○会計方針の変更、見積りの変更と誤謬の関係について

- ・減価償却方法の変更は会計方針の変更であり、耐用年数の変更は見積りの変更であるが、前提として、そもそも変更理由によっては誤謬に該当し、誤謬の処理を行わねばならないという点を明確に記載する文案としてはどうかという意見があった。これに対して事務局から、正当な理由がないにも関わらず減価償却方法の変更を行っていた場合や、耐用年数の変更が最善の見積りによって判断されていなかった場合には、それぞれ会計方針の変更、見積りの変更には該当せず、誤謬に該当すると考えられるため、これらの点を具体的に文案に記載するか否かを検討する旨の回答がなされた。

○臨時償却の廃止について

- ・臨時償却については利益計算の観点からは、耐用年数の変更の実態に適合した処理と

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

考えられる場合もあるが、その点に関する検討を行っているのかという確認があった。また、減損処理について遡及処理を行っているものとして考えるのか、それとも将来に向かっての収益性の低下に対応する処理であると考えているのかについて質問があった。これに対して事務局から、臨時償却については、キャッチ・アップ的な処理がふさわしい場合があったとしても、収益性の低下を伴うケースが多いと考えられるため、通常その場合は減損処理の中での処理が可能であり、さらに国際的な会計基準の下では臨時償却の処理は行われていないと解釈できるため、この取扱いを廃止した経緯がある旨の回答がなされた。なお、減損処理は将来に向かって収益性が低下したための取扱いであり、遡及的な取扱いではないと考えられる旨の回答がなされた。また、将来廃棄する予定の資産の除却損の前倒し的な処理として臨時償却を行っているという実務が多いため、臨時償却の位置付けに対する疑義もあり、会計基準上はこの取扱いを廃止することを提案している経緯がある旨の補足説明がなされた。

- ・さらに、臨時償却について、本来の意味で取扱われている実務が多くないためこれを廃止するという趣旨であれば、「一時に修正する処理は遡及適用に近い処理であり、見積りの変更一般の取扱いと整合せず、適切な取扱いではない」という記載は削除すべきであるという意見があった。これに対して事務局から、臨時償却廃止に係る記載については、ご指摘を踏まえて文案を再度検討する旨の回答がなされた。

○重要性について

- ・会計基準の範囲に関する結論の背景での記載において、「本基準のすべての項目について、財務諸表利用者の意思決定への影響に照らした重要性が考慮される。」とあるが、重要性が考慮される事例について検討してはどうかという意見があった。これに対して事務局から、重要性が考慮される事例の想定等について検討を行っていくが、想定される事例は、基準に記載すべきものではないと考えている旨の回答がなされた。

以 上